

愛知教育大学附属岡崎中学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止についての基本的な考え方

1 いじめについての基本的な認識

いじめは、集団内の一定の人間関係を背景に、心理的・物理的な攻撃を受けたことによる精神的な苦痛を感じている状態であり、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの生徒でも被害者にもなる事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努める。被害による苦しみを一人で抱え込んでしまわないよう、学校・家庭・地域が連携し、組織的に指導にあたる。

2 本校のいじめに対する基本姿勢

生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識していながら放置する事がないようになる。そして、いじめという行為が、心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを念頭に、すべての生徒が安心して学校生活を送れるように、その防止や対策に取り組んでいく。

学校が、生徒にとって教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安全・安心に生活できる場であるようにする。生徒一人一人に居場所があり、大切にされているという実感をもつとともに、互いが認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりを行っていく。

3 育てたい生徒の姿や教師の役割

(育てたい生徒の姿：附属岡崎中学校校訓「われらの学園」より)

学問と勤労を愛する生徒
自由と規律を重んじる生徒
楽しく 協力しあう生徒
健康で 明るい生徒
人と物をだいじにする生徒

本校では、生徒が主体となって学習や行事をつくりあげていく過程を大切にしている。上記の五つの姿を軸に、生徒主体の学校教育活動を通じて、生徒が自律し、自浄能力のある生徒を育てていく。

(教師の役割)

○いじめの未然防止・早期発見・対処をしていく。

→常に生徒に寄り添い、生徒の思いや願いを的確に把握する。(個人面談、生徒の日記など)

→教育活動全般を通じて、「いじめは決して許されるものではない」と、毅然とした態度で常に生徒と接し、生徒のいじめ防止に対する意識を高める。

→教育活動全般を通じて、生徒が互いに認め合える人間関係づくりを行う。

○教育活動の充実

→本校の研究活動に基づき、生徒が夢をもち、その実現に向けて自らを高め続けることができるような、生徒主体の学習活動を行っていく。

→縦割りグループで行う体育大会活動、文化祭、更には、委員会による常時活動などにおいても、生徒の思いや考えを大切にし、生徒主体の活動を保障する中で、適切に支援を行っていく。

○国立大学法人愛知教育大学（以下、法人という）に加え、地域や家庭、専門的知識を有する者との連携を図りながら、いじめに対して迅速な対応をしていく。

II いじめ防止対策組織（名称：いじめ・不登校対策委員会）について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことなく組織として対応する。「いじめ防止対策組織」については、現存する「いじめ・不登校対策委員会」のメンバーを軸に構成する。

1 「いじめ・不登校対策委員会」について

(1) 委員会の構成員

校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、研究主任、生徒指導主事、保健主事（教育相談担当）、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー

(2) 指導・支援チーム

委員会において、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、対応にあたる。いじめの防止、早期発見、早期対応にあたっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切な構成員で対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

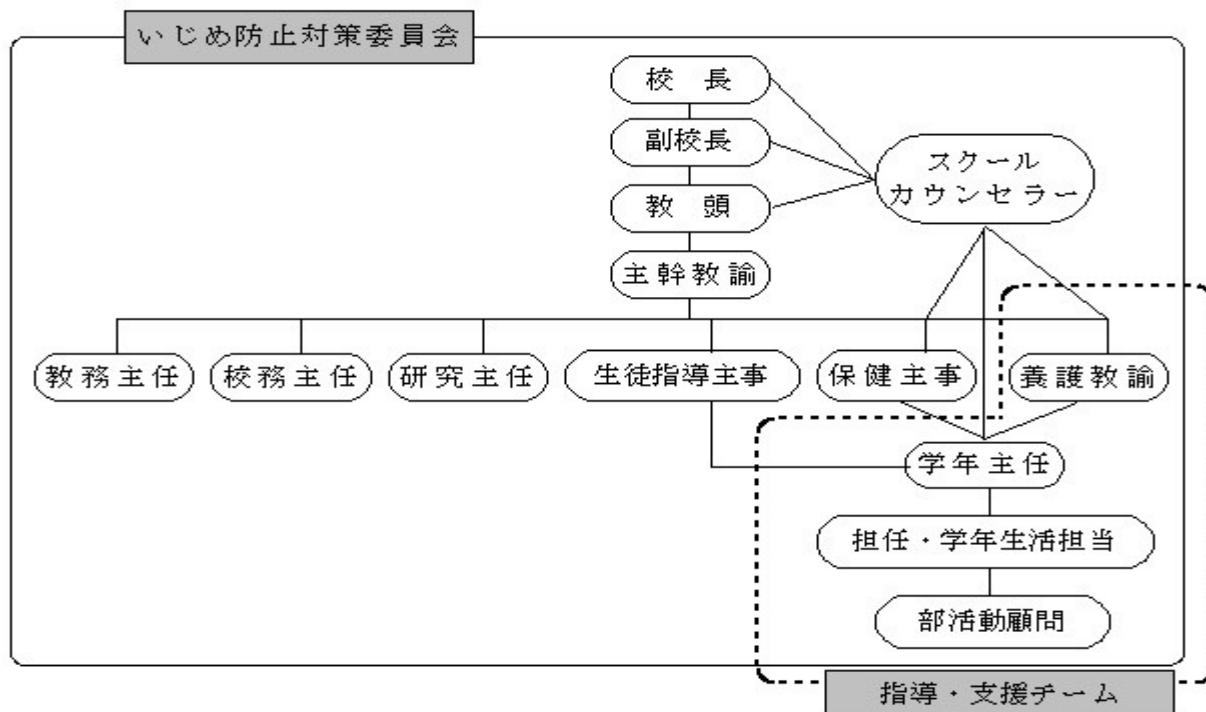
<

組

織

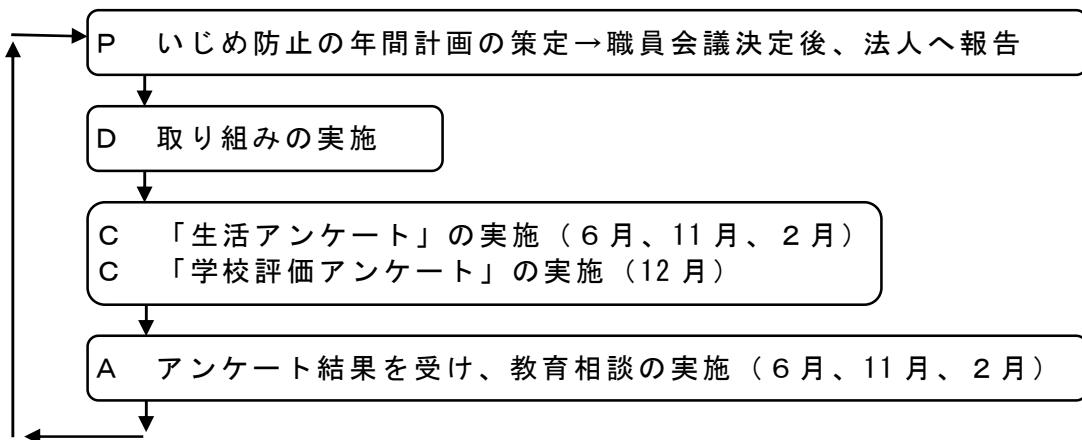
図

>



(3) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と検証（PDCAサイクル）



◎全体の検証及び、次年度への改善等の一環として、当該年度の活動状況を年度末の学校評議員会へ報告する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行い、併せて「いじめ防止の年間計画」を決定する。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」の検討内容を職員会議で報告し、全職員で共通理解を図る。
- ・生徒指導主事、もしくは主幹教諭を法人が行う「いじめ防止対策リーダー研修」に参加させる。
- ・「いじめ・不登校」をテーマとする校内研修を年に1回以上実施する。（「いじめ防止対策リーダー研修会」の内容報告と周知も含む）

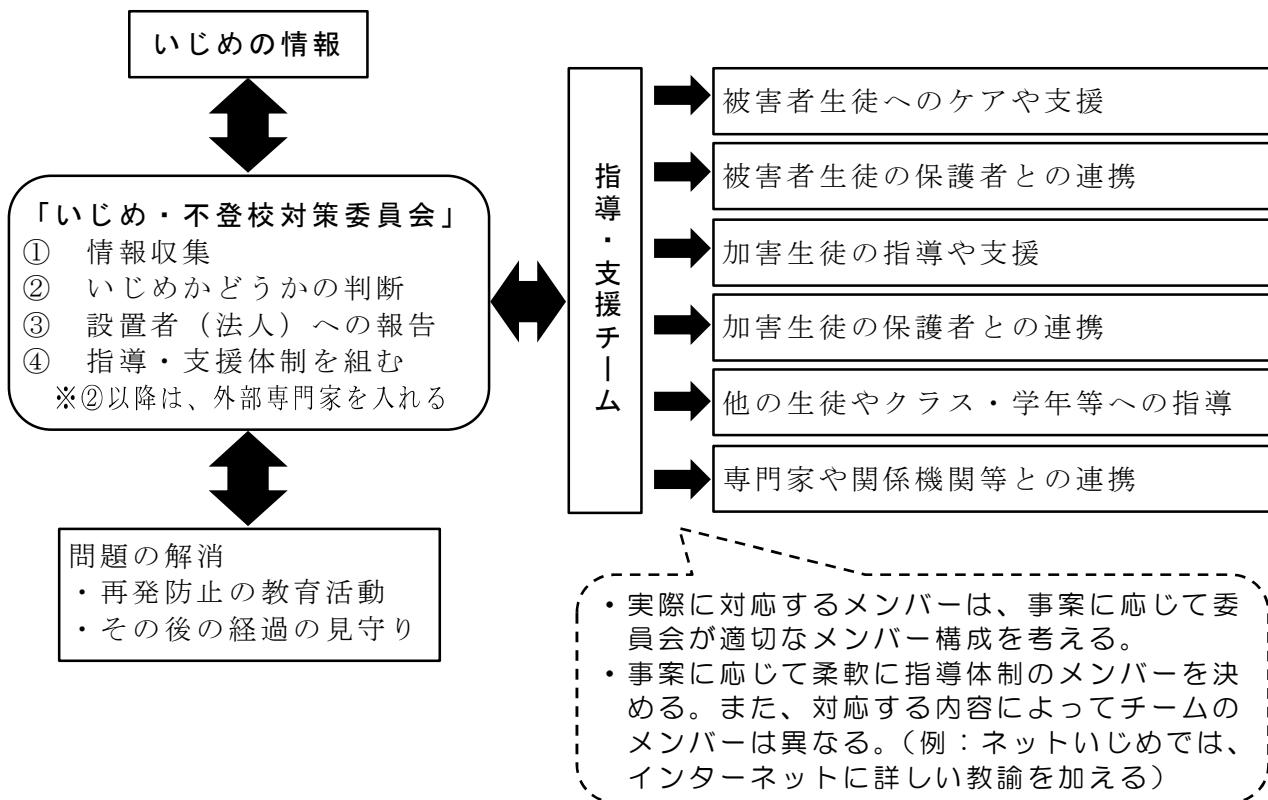
ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・「学校いじめ防止基本方針」、「生活アンケート（いじめに関する実態調査）」、「学校評価アンケート」結果を紙面やホームページ等を通じて、適宜、取り組み状況や評価結果を発信し、理解を促す。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

いじめの疑いがあるという情報があった場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断し、その結果を法人へ報告する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断した場合は、被害生徒のケアや支援、加害生徒の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで、この委員会が責任をもつ。

【対応のイメージ図】



才 日常生活における生徒指導

本校においては、実際にいじめが発生した際、その対策組織として「いじめ・不登校対策委員会」を設置している。しかし、生徒と最も関わりがあるのは学年部である。いじめを未然に防ぐことを目的とした場合、下記の生徒に関わる会議がその役割の主を担う。

a 職員の打合せ

必要に応じて、全職員で打合せを行う。また、全体での打合せ後は、学年での打合せを行う。そこでは、生徒指導上共通理解が必要なことについて、生徒指導主事を中心に指示を行う。それを受け、全体、学年で統一した視点で生徒の指導にあたるようにする。

※参加者：全職員

b 職員会議による「生徒指導情報交換会」

毎月、1回の職員会議において、生徒指導情報交換会を行う。この会は、生徒指導主事が司会を努め、いじめ・不登校に関わる問題や、問題行動、気になる生徒の情報交換を行う。

※参加者：全職員

c 学年会：毎週月曜日

毎週、月曜日に学年毎に職員が集まり、生徒の情報交換や学年経営、行事、学習等の調整を行う。1週間をとおして気になる生徒についての情報交換を行い、その結果を生徒指導主事に報告する。必要があれば、対応する。

※参加者：学年担当教諭

d 定期的な「いじめ・不登校対策委員会」の実施

毎学期末に会を開き、いじめや不登校に関する生徒の報告とその対策について審議をする。また、これに該当しない生徒の中でも気になる生徒、共通理解をした方がよい生徒についても情報交換を行う。

※参加者：校長、副校長、教頭、主幹、教務主任、校務主任、研究主任、生徒指導主事、保健主事（教育相談担当）、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー

(4) 重大事態への対応

重大事態^(注)が生じた場合は、速やかに法人へ連絡し、法人の判断により学校が調査主体となる場合は、次により対応する。

なお、重大事態には、いじめ防止対策推進法に定められたもののほか、生徒や保護者等から重大事態との申し出があった場合を含むものとする。

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ア 学校が調査主体となる場合

原則として法人が調査の主体となるが、従来の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の意向などを踏まえ、学校が調査主体となることが望ましいと法人が判断した場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を母体とし、第三者の外部専門家を加えた組織を設置する。

イ 事実関係を明確にするための調査を実施

設置した調査組織により、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

【留意事項】

- ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ・先行した調査を行っている場合でも、調査資料の再分析や必要に応じた調査を実施する。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

調査により明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適切に情報を提供する。

【留意事項】

- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・実態調査に向けたアンケートを行う場合は、いじめを受けた生徒やその保護者に情報を提供する場合があることから、あらかじめ、その旨を調査対象者へ説明する。

エ 調査結果の報告

調査結果は、法人へ報告する。

なお、いじめを受けた生徒、または、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒、または、その保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添える。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置

学校は、調査結果を踏まえ、生徒が安心して活動できるよう必要な措置を行う。

なお、設置者である法人は、これを支援する。

III いじめの防止等に関する具体的な取組について

1 いじめの未然防止の取組

- (1) 設置者である国立大学法人愛知教育大学に所属する専門家の協力を得て、教職員の研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- (2) 教職員は、教育活動全体を通して生徒に寄り添い、生徒との対話を重視し、生徒の思いや考えを十分に把握するように努める。また、道徳教育・人権教育の充実、体験活動の推進を図る。
- (3) 授業や行事の公開を積極的に行い、生徒が主体で、活躍のできる授業や行事づくりに努める。
- (4) 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

2 いじめの早期発見の取組

- (1) 教職員は、生徒のささいな兆候からいじめを積極的に認知するように努める。
- (2) いじめ、またはいじめの疑いを認知した場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、組織的に対応する。
- (3) 定期的な「生活アンケート調査」(保健主事との連携により年3回)の実施や教育相談の充実を図る。
- (4) マイトレーシス(生徒の日記)を通して生徒との対話を密にし、文字や文章、内容の変化など、些細な変化を見逃さないようにする。また、生徒の悩みを早期に発見する。

3 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見、通報を受けたら、法人の下で「いじめ・不登校対策委員会」が組織的に対応する。
- (2) 学校は、被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- (3) 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- (4) 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や、関係機関等との連携のもとで取り組む。
- (5) いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- (6) ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。